

議案第 28 号

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成 29 年 8 月 28 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成10年佐倉市条例第19号）  
の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項中「1,080円」を「1,620円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。